

シニアスタイル介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

(目的)

第1条 株式会社シニアスタイル（以下「当法人」という。）は、
介護職員の質の向上とキャリアアップを目指す介護福祉士の受験要件として
実務経験3年に加え介護福祉士実務者研修の受講を求められている事を鑑み
通信学習と対面授業で学習を修了し、実務経験のみでは習得できない
専門的知識と技術の習得を目的とする。

(研修事業の名称)

第2条 研修の名称は、次のとおりとする。
シニアスタイル介護福祉士実務者研修 通信課程

(事業者の名称・所在地)

第3条 本研修は次の事業者が実施する。
株式会社シニアスタイル
〒662-0911 西宮市池田町9-7 フレンテ西館314
0798-31-2781

(スクーリング会場の位置)

第4条 スクーリング（対面授業）会場は次のとおりとする。
〒661-0025 尼崎市立花町1-2-1 カグラサンライフプラザ302
06-6424-2511

(実施養成課程及び形式)

第5条 前条の目的を達する為に、次の事業を実施する。
介護福祉士実務者研修（通信課程）

(修業年限)

第6条 修業年限は以下の通りとする。
修業年限は無資格者・訪問介護員養成研修3級保持者の場合は6か月とする。
介護職員初任者研修・訪問介護員養成研修2級保持者の場合は3ヶ月とする。
訪問介護員養成研修1級保持者の場合は2.5か月とする。
介護職員基礎研修保持者の場合は1か月とする。
いずれの場合も事業者が認めた場合のみ、最高で1年延長して在籍・学習する事を
可能とする。

(定員・学級数)

第7条

各定員は以下のとおりとする。

- ・1学級の定員は10名以下とする。
- ・各期間中の学級数は最大で4講座とし、うち2講座を基本開講。
後の2講座は必要に応じて開講する。

(履修方法・欠席早退の扱い)

第8条

履修方法は以下のとおりとする。

- (1) 修了すべき科目のレポート(通信課題)評価、対面授業の出席及びレポート等で成績を判定。その合格者に対して当該科目の修了認定を行う。
- (2) レポート(通信課題)は当法人が指定する様式・方法で行う。
- (3) 成績評価は各100点満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。
また、対面授業の出席時間数が3分の2以上に満たない方・医療における必要実施回数に満たない方については当該科目の修了判定を行わず、不合格とする。
- (4) 対面授業において10分以上の遅刻は欠席とする。やむを得ない事情がある場合は必ず電話等で届け出る事。早退も欠席の扱いとする。
- (5) レポート(通信課題)の成績が不合格・もしくは対面授業で不合格になった科目について指定する期限・方法により再度評価を行い、目的を達成した科目について履修を認める事ができる。
ただし、再評価の実施などは当法人の所定の手続きを行い、許可を得た者に限る。

(学年・学期・休業日)

第9条

下記を休校日とする。

- (1) 各コースで定めた日
- (2) 天災及びやむを得ない事情により当法人が授業を行う事ができないと判断した場合。
- (3) 毎月1日・2日・お盆(8月13日~15日)年末年始(12月29日頃~1月5日頃)
- (4) その他、当法人が定めた日

※(2)の場合は受講者全員に振替受講の別日を設定し、後日通知を行う。

※当法人が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、休校日の変更及び休校日に授業を行う事ができる。

(入学時期)

第10条

入学の時期は下記期間のうちいずれかとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| A. 4月16日~10月15日 | B. 7月1日~12月31日 |
| C. 9月16日~3月15日 | D. 1月16日~7月15日 |

下記の有資格者については申込時に証明書の提出をもって一部科目の履修を免除する。

- 介護職員初任者研修・訪問介護員研修(1級・2級)
- 介護職員基礎研修・喀痰吸引等研修

(入学資格)

第11条

入学資格は次のとおりとし、特段の配慮をもって、できるだけ入学可能とする。

- ・16歳以上で全ての課程を自身の力で受講・遂行できる方。
- ・テキスト・課題等が日本語で構成されるため、その読み書き（ひらかな）ができる方。
- ・対面授業を行う兵庫県に問題なく通学可能な方。
- ・無資格者のコースにおいては未経験の方も受講可能。
- ・有資格者のコースにおいてはその修了を証明できる書類を提出できる方。
- ・申し込み締切までに申し込みをし、かつ所定の支払い方法にて納入が完了している方。
- ・母体保護法の為、妊娠中でない方。

(入学選考)

第12条

入学方法は以下のとおりとする。

- ・当法人の指定期日までに当社指定の必要書類を添付の上、申し込まれた方。
- ※定員に達した場合、もしくは開講人数に対し著しく受講数が少ない場合は申し込みを受け付けず、他コースへ優先的な振替などで対応とする。

(入学手続き)

第13条

入学手続きは以下のとおりとする。

- ①当法人が指定した申込用紙記載事項を満たし、本人確認及び各種資格証明書等を添付のうえ、期日までに申し込みを行った方へ受講決定通知書と受講料納入案内を送付。
- ②受講決定通知書を受け取った受講希望の方は指定期日までに受講料を納入する。
- ③受講料の納入を確認した受講生に対して教材を郵送する。
- ④指定期日までに受講料の納入がない場合は受講資格の取り消しを行い、その旨を通知する。

(退学)

第14条

以下の方は退学とし、受講料の返還は行わない。

- ①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがない、もしくは受講継続の意志がない事を自ら申し出た方。
- ②公序良俗に反する行為等で他の受講者の受講を妨げる行動など当法人においてこれを防ぎ得ない方。
- ③無断で遅刻を繰り返す、レポートを提出しない等、当法人からの再三の注意にもかかわらず受講姿勢の改善がみられない方。
- ④当法人が定めた在籍年限を過ぎた方。
- ⑤その他虚偽の申告があったことが判明した場合。

ただし、①と②に関しては当法人と受講者本人の意志確認を行った上決定する。

(休学)

第15条

以下の方の休学を認める。

- ・疾病等やむを得ない事由により、就学の継続が困難となった方は、当法人所定の休学願を提出し、その受理をもって休学を認める。ただし、疾病による時は医師の診断書等を求める場合がある。(医療費明細書で代用する場合もあり)
- ・休学期間は最長で1年を基本とし、それを越えた場合は退学となる。
- ・特別な事情等、当法人が認めた場合に限り、休学期間を延長する。

(復学)

第16条

以下の方は復学を認める。

- ・休学していた方が復学願を事前に提出し、当法人で休学事由の解消が確認ができた方は編入可能な他コースに復学するものとする。

(卒業)

第17条

以下の方を卒業(課程修了認定)とする。

- ・当法人が定める全てのカリキュラムを履修し、講師が科目ごとに行った評価を併せて全体の評価を行い、修了認定会議において一定の基準に達したとみとめられた方。

(学習の評価)

第18条

学習の評価は以下のとおりとする。

- ・通信課題の全科目を期限内に提出し、全てにおいて100点満点中70点以上の方を合格とし、69点以下の方は当該科目を不合格とする。
- ・対面授業(介護過程Ⅲ・医療的ケアの演習)の2/3以上出席し、喀痰吸引経管栄養・心肺蘇生法を規定回数以上行った方を評価対象としそれらを満たしていない方は当該科目の修了を認めない。
- ・通信課題不合格・もしくは対面授業不合格になった科目について、当法人が指定する期限・方法により再評価を行い、基準を満たした場合は科目の修了を認める事ができる。
- ・不合格等で就業年限内に卒業できない場合は当法人が認めた場合に限り最長1年を目安として在籍期間を延期する事ができる。
- ・また、これらの成績、出席状況を含めた受講歴や修了等、受講生に関する書類は当法人で責任をもって確実に保存を行う。

(受講料)

第19条

研修受講料は次の通りとする。

	受講料	消費税	テキスト代 (税込)	合計(税込)
無資格 訪問介護員養成研修3級	97,000円	9,700円	14,080円	120,780円
訪問介護員養成研修2級 介護職員初任者研修	72,000円	7,200円	14,080円	93,280円
訪問介護員養成研修1級	58,000円	5,800円	5,280円	69,080円
介護職員基礎研修	47,200円	4,720円	3,080円	55,000円

- ・喀痰吸引等研修修了者は申込時に証明書添付等を行う事で、それぞれの受講料から22,000円(税込)とテキスト代3,080円(税込)の割引を行う。
- ・状況に応じて当法人のオリジナルの割引を行う。
- ・テキスト代は定価(中央法規出版:介護福祉士実務者研修テキスト)とし、本体代金が変わった時はそれに依りて変動する。
- ・やむを得ない事情による授業欠席、及び不合格の場合、別コースへの振り替え受講は無料とする。(当法人の許可が必要)
個別での補講設定の場合は1時間1,500円の補講料にて実施する場合がある。
- ・開講日の3営業日前以降の解約は原則として返金を行わない事とする。
- ・受講希望者が定員に対して著しく少ない場合は開講を中止する場合がある。
その場合テキスト教材は当法人負担で返還の上、手数料を当法人負担にて受講料を全額返金対応か、別コースへの振り替えに充当かをお選び頂きます。

(教職員の組織)

第20条

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 統括責任者
- (2) 教務に関する主任者
- (3) 介護過程Ⅲを担当する講師
- (4) 医療的ケアを担当する講師
- (5) 事務職員

(賞罰)

第21条

賞罰は以下のとおりとする。

受講者が指示に不当に従わず、受講者としての本分に反し、故意に他者への受講妨害・破損など業務遂行の妨げとなる行為があり、当法人では防ぎ得ない状況となり、改善の見込みがない場合は、指導・警告・勧告及び退学とする。

(施行細則)

第22条

この学則に必要な細則並びに学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和6年9月1日から施行する。